

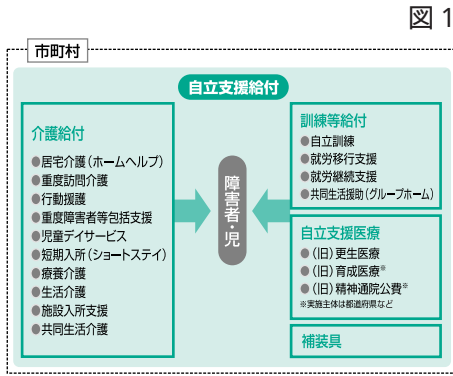
地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して

障害者自立支援法

10月から始まる新たな障害者福祉サービス

自立支援サービス

自立支援サービスのイメージは次のようになります。



内容としては、在宅訪問や、通所して受けるサービスと、施設に入所して受けるサービスの2つが挙げられます。

特に入所施設でのサービスは、施設中心の生活から、地域交流を含めた暮らし方への転換を図るために「日中活動系サービス」と「住居系サービス」の2つに分けることとしました。

利用にあつては、利用者一人ひとりの個別支援計画を作成し、利用目的にあつたサービスが提供されることになります。

自立支援サービスの利用者の負担は

図に掲げた「介護給付」、「訓練等給付」の利用者は、サービス費用の原則1割を負担します。

【図1参照】

また、施設入所者については、在宅生活者の負担との均衡を

図2

所得に応じて4段階の区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

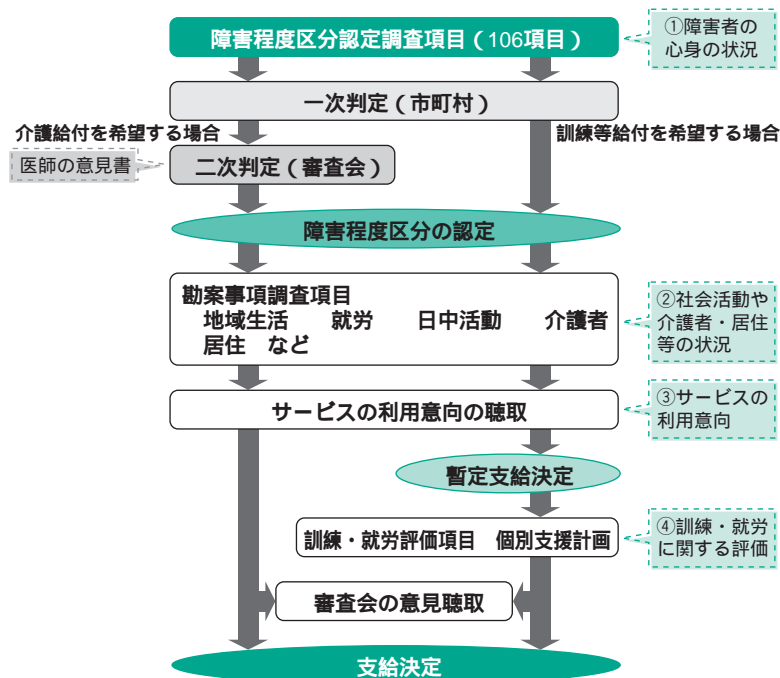
区分	対象となる方	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない方	24,600円
一般	住民税課税世帯の方	37,200円

図るために、食費や高熱水費が自己負担となっています。ただし、所得に応じた月額の上限や低所得者に対する補給付や減免措置があり、利用者の過度な負担とならないように配慮しています。利用費用にかかる残りは国・県・町が負担する仕組みとなっています。

【図2参照】

図3

支給決定にあたり、障害の程度などを調査します。審査会において、障害福祉に関する有識者の方々の意見を伺い決定します。



今年4月1日、「障害者自立支援法」が施行されました。ノーマライゼーションの理念に基づいて、障害者が安心して暮らせる社会の実現と自立支援を目的にしたこの法により、従来の障害種別・身体的・精神的にかかわらず、障害のある方々が必要とするサービスを利用できるように施設や事業が再編され、身近な市町村が二元的にサービスを提供することとなります。

現在、利用者負担の変更（原則1割負担）や自立支援医療などはすでに始まっているところですが、この10月からは新たなサービスがスタートすることになります。

そこで今回は、「この新サービスに焦点を当て、町での取り組みについて紹介したいと思います。」

ノーマライゼーション（normalization）は、1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。

自立支援サービスの内容

訪問系サービス...在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行 動 援 護	知的障害や精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	短 期 入 所 (ショートステイ)	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所(ショートステイ)できます。
	重度障害者等 包 括 支 援	常に介護が必要な方の中でも、介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

日中活動系サービス...入所施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療 養 介 護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生 活 介 護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	児 童 デ イ サ ー ビ ス	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けられます。
訓練等給付	自 立 訓 練 (機能訓練・ 生 活 訓 練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就 労 移 行 支 援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就 労 継 続 支 援	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

居住系サービス...入所施設で住まいの場としてのサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。
	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

地域生活支援事業

町では、前記の自立支援サービスとは別に、障害者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行っていきます。

相談支援事業

障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のための必要な援助などを行います。

・相談支援窓口

- 障害者生活支援センター あげお ☎771 - 0576
(上尾市平塚820 埼玉県社会福祉事業団あげお内)
- 障害者生活支援センター あらぐさ ☎726 - 5862
(上尾市地頭方438 - 6 あらぐさ福祉会 労働と教育の場「雑草」内3階)
- 障害者生活支援センター 杜の家 ☎778 - 3531
(上尾市緑丘2 - 2 - 27 - 2F あげお福祉会内)

「杜の家」は、精神障害者を対象とした地域活動支援センター事業施設として、創作的な活動や生産活動など、さまざまな活動を支援する場として障害者の地域生活を支援します。

【利用者負担】なし

コミュニケーション支援事業

意思の伝達に支援が必要な障害者に対して、手話通訳等を派遣する事業を行います。

【利用者負担】なし

日常生活用具の給付等事業

重度の障害者に、補装具以外の機器で、自立した日常生活を支援する用具の給付や貸与を行います。

サービスの利用方法

「介護給付」、「訓練等給付」の障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定を受ける必要があります。

支給決定に至るまでは、障害者等の心身の状況や、生活環境などについての調査を行い、その調査結果や医師の意見書等をもとに、町審査会で審査を行います。これらを経て、「障害程度区分」を決定し、サービスの利用意向などをもちに支給が決定となります。その後、利用事業者を選択し、

契約を行った後、サービスの利用開始となります。

【図3参照】

補装具の交付・修理はどうなるのか

身体障害者(児)の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための補装具については、原則1割の利用者負担となります。

なお、ストマ装具等一部において、日常生活用具としての取扱になったものなどがありますので、詳しくは福祉課

にお問い合わせください。補装具利用者負担の補助制度は、継続して行います。

自立支援医療の仕組みは?

本年4月からすでに実施している自立支援医療は、これまで障害種別によって仕組みが異なっていた次の3制度が一本化され、利用手続きや利用者負担の仕組みが統一されたものとなっています。

精神障害者対象の「精神通院医療費公費負担制度」
身体障害者対象の「更生医療」

障害児対象の「育成医療」

支給認定の手続きを共通化
利用者負担の仕組みを共通化
指定医療機関制度の導入
医療内容や、支給認定の実施主体は現行どおり
(精神・育成：都道府県)
(更生：市町村)

詳細については、福祉課障害者福祉係へ個別にご相談ください。

福祉課障害者福祉係

【利用者負担】1割

上限負担額 = 町民税非課税世帯18,600円、町民税課税世帯37,200円(ストマ装具については、利用者負担の補助制度あり)

移動支援事業
自立支援サービスの対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。
日中一時支援事業
介護者の負担軽減や本人の自立支援のために、日中、障害者を一時的にお預かりする事業です。

【利用者負担】1割

上限負担額 = 町民税非課税世帯18,600円(移動支援事業と日中一時支援事業の2事業合算での上限負担額です)